

## マイナンバー制度への取り組みについて

平成27年10月以降に国民一人ひとりに通知される「個人番号（マイナンバー）」を、社会保障の分野に該当する当組合でも、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づくマイナンバー利用事務実施者として担当部会を設置して準備を進めています。

今後取り組みについてご報告しますので、ご理解ご協力をよろしく願います。



### マイナンバー制度に対応する担当部会を設置しました。

マイナンバーは皆様の社会保障、税、災害対策の各分野で保有する個人情報をもひも付ける大変重要なものになります。

そのため、皆様に安心してご提供いただけるよう、マイナンバーを適正に管理するための体制整備を目的とした担当部会を設けました。

担当部会では、セキュリティ対策や各種規程の整備等を進めていきますので、決定次第順次ご報告します。



### 特定個人情報（個人情報＋マイナンバー）は 安心・安全な仕組みで保護します。

特定個人情報は、次のように安心・安全な仕組みで保護されます。

#### 制度面

- ① 特定個人情報の法律上で定められている目的以外での利用と収集は行いません。
- ② 国が設置する第三者委員会「特定個人情報保護委員会」に監視・監督を受けます。
- ③ ご自身で情報提供記録がどのように行われているかを確認できます。  
（マイナ・ポータル利用）

#### システム面

- ① マイナンバーでひも付けられる個人情報は、各機関（税務署や市区町村等）でそれぞれ別々に保有することで情報漏えいのリスクを軽減させます。
- ② マイナンバーを利用して各機関へ情報照会を行う際の通信も外部からの侵入を防ぐ対策（通信の暗号化等）を行います。
- ③ 組合内でも特定個人情報を取り扱える職員を限定し、情報漏えいの防止に努めます。

### ●●● マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 ●●●

組合のマイナンバー制度への対応は、順次国保だよりやWebサイト等で広報します。  
ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

関東信越税理士国民健康保険組合 事務局

TEL：048-631-2211

担当：資格係・給付係

